

町会の皆様へ

未特定家屋の

家屋調査を実施しています



松本市では固定資産税の公平・公正な課税のために未特定家屋の調査を実施しています。

調査は「株式会社 ^{しもん} 四門」に業務委託しています。

調査対象になりました家屋は、現地調査を行います。
調査へのご理解・ご協力をお願いいたします。

未特定家屋とは？

未特定家屋とは、現況が把握できずに課税と相違が生じている家屋のことで、主に次の2つがあります。

- ・ 課税されているが航空写真に写っていない家屋（現存しない家屋に課税されている）
- ・ 航空写真に写っているが課税されていない家屋（現存する家屋に課税されていない）

調査の概要

- ・ 基本的に道路から目視調査を行います。
- ・ 必要に応じて、立入（立会）調査をお願いする場合があります。
- ・ 調査員は、「固定資産補助員」と書かれた白色の腕章をしています。
- ・ 調査員は、必ず「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

不安を感じたら…

詐欺や事件が世間を騒がせている時期に、ご迷惑をおかけして申し訳ありません。
調査について不安を感じられた場合は、下記までお問い合わせください。

松本市財政部資産税課
家屋担当 長坂
〒390-8620 松本市丸の内3番7号 本庁舎2階
TEL 0263-34-3312(直通) FAX 0263-39-0725